

国民健康保険(70歳以上)・後期高齢者医療保険被保険者の皆さまへ

平成30年8月から、高額療養費の上限額が変わります！

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、医療保険制度が見直され、国内のすべての市区町村において、8月から高額療養費の上限額が変わることになりました。

Q. 高額療養費制度とは？

A. ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

8月から、上限額(月ごと・70歳以上)が下の表のように変わります。あわせて「限度額適用認定証」が必要になる場合がありますので、ご注意ください。

平成30年7月までの上限額(70歳以上)				平成30年8月からの上限額(70歳以上)			
現役並み	課税所得 145万円以上の方	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	現役並み	課税所得 690万円以上の方	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
		57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円)(※2)			252,600円+(医療費-842,000円)×1% (多数回140,100円)(※2)	690万円以上の方
一般	課税所得 145万円未満の方(※1)	14,000円 (年間の上限144,000円)	57,600円 (多数回44,400円)(※2)	一般	課税所得 145万円以上の方	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円)(※2)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円)(※2)
住民税非課税	II 住民税非課税世帯(※3)	8,000円	24,600円	一般	課税所得 145万円未満の方(※1)	18,000円 (年間の上限144,000円)	57,600円 (多数回44,400円)(※2)
	I 住民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)(※3)		15,000円	住民税非課税	II 住民税非課税世帯(※3)	8,000円	24,600円
			15,000円	住民税非課税	I 住民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)(※3)		

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。
 ※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。
 ※3 住民税非課税世帯の方については、従来どおり、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。

■の方は、新たに限度額適用認定証の申請が必要になります。

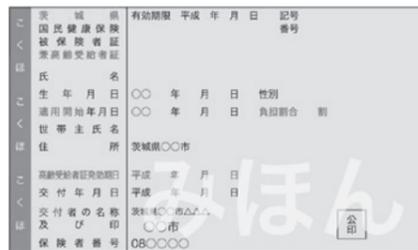
3. 国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証の更新について！

現在、70歳以上75歳未満の方に交付している「被保険者証兼高齢受給者証」の有効期限は、7月31日までです。8月1日以降は、7月下旬に郵送される新しい「被保険者証兼高齢受給者証」をご使用ください。また、有効期限が切れているものについては、誤って使用することの無いよう、保険年金課へ返還していただくか、ご自分で裁断し破棄されますようお願いいたします。

負担割合の判定(8月1日からの負担割合は平成29年中の所得で判定いたします。)

2割(昭和19年4月1日以前生まれの方は1割)	住民税課税所得が145万円未満の方『一般』
3割	住民税所得が145万円以上の方『現役並み所得者』 ただし、負担割合3割と判定される所得であっても、次の①②③いずれかの場合は、申請により『一般』と同様の負担割合となります。 ①国保被保険者が1人で収入383万円未満 ②国保被保険者が1人で、同一世帯の後期高齢者医療制度への移行で国保をぬけた旧被保険者を含めて合計収入520万円未満 ③同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者が2人以上で合計収入520万円未満

問い合わせ先
 役場保険年金課
 国民健康保険係
 後期医療係
 ☎68-2211
 (内線239・248・255・256)



▲被保険者証兼高齢受給者証

国民健康保険制度のお知らせ

1. 平成30年度納税通知書および決定通知書(納付書)について！

平成30年度の国民健康保険税額が決定し、7月中旬に世帯主の方(納税義務者は世帯主)へ送付しますのでご確認ください。昨年度まで特別徴収(年金から天引き)で納付していた方でも、世帯構成の異動や所得の関係で普通徴収(納付書または口座振替)に変更になる場合があります。徴収方法は通知書に明記されていますので、納め忘れのないようご注意ください。

普通徴収 ~納付月と納期限について~

納付月	7月	8月	9月	10月
納期	1期	2期	3期(※1)	4期
納期限	7月31日(火)	8月31日(金)	10月1日(月)	10月31日(水)

納付月	11月	12月	1月	2月
納期	5期	6期	7期	8期
納期限	11月30日(金)	12月25日(火)	平成31年1月31日(木)	2月28日(木)

※1 納期限は納付月の末日です。末日が休日の場合は翌営業日になります。(12月のみ25日)

※2 7月から翌年2月までの、全8期での納付となります。

●所得申告について

所得の申告(または簡易申告)をしていないと、国保税の正確な算定や軽減等の判定ができません。所得のない方も忘れずに申告をお願いします。

軽減割合	軽減判定の基準となる所得金額 (世帯主と国保の加入者、国保から後期高齢者医療制度へ移った方の前年所得の合計額)
7割	33万円以下の世帯
5割	《33万円+(27万5,000円×国保加入者全員と国保から後期高齢者医療制度へ移った方の合計数)》以下の世帯
2割	《33万円+(50万円×国保加入者全員と国保から後期高齢者医療制度へ移った方の合計数)》以下の世帯

2. 限度額認定証の更新時期となりました！

現在お持ちの「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日(火)です。更新および新規交付をご希望の方は、保険年金課にてご申請ください。

Q. 限度額適用認定証とは？

A. 医療機関で高額な治療費がかかる場合、国民健康保険の「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までの支払いとなります。



ご確認ください！

- 保険税に未納がある場合には認定証の交付はできません。
- 世帯構成員に平成30年度所得の未申告者がいる場合には、正しい区分判定ができないため、所得の申告が必要です。

~納付方法について~

- 納付書で納められる方
納付書裏面に記載されている納付場所にてお支払いをお願いします。なお、納期限内であればコンビニエンスストアでの納付も可能です。
- 口座振替の方
納期限日に振替となります。口座の残高が不足していると振替ができませんので、納期限前日までに残高の確認をお願いします。また、振替不能の場合再振替はできません。後日納付書を発送しますので、金融機関等でのお支払いをお願いします。
- 特別徴収(年金から天引き)の方
仮徴収の4月・6月・8月と本徴収の10月・12月・翌年2月の年6回での納付(年金から天引き)となります。

70歳未満の方	所得の区分に関係無く更新・交付対象です。更新または新規で交付ご希望の方は「申請に必要なもの」をお持ちいただき、ご申請ください。
70歳~74歳の方	70歳~74歳の方は次の方のみ更新・交付対象です。なお、②の方は今年の8月より新たに交付対象となります。 ①住民税非課税世帯の方 ②国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証の負担割合が3割負担の方(※1)
申請に必要なもの	・申請する方の国民健康保険証 ・世帯主の印鑑 ・世帯主および対象者のマイナンバーカードまたは通知カード ・本人確認書類(運転免許証など) ・委任状(別世帯の方が申請の場合)

(※1) 国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証の負担割合が3割負担の70歳~74歳(課税所得145~689万円)の方は、自己負担限度額の細分化により平成30年8月より新たに交付対象となります。